

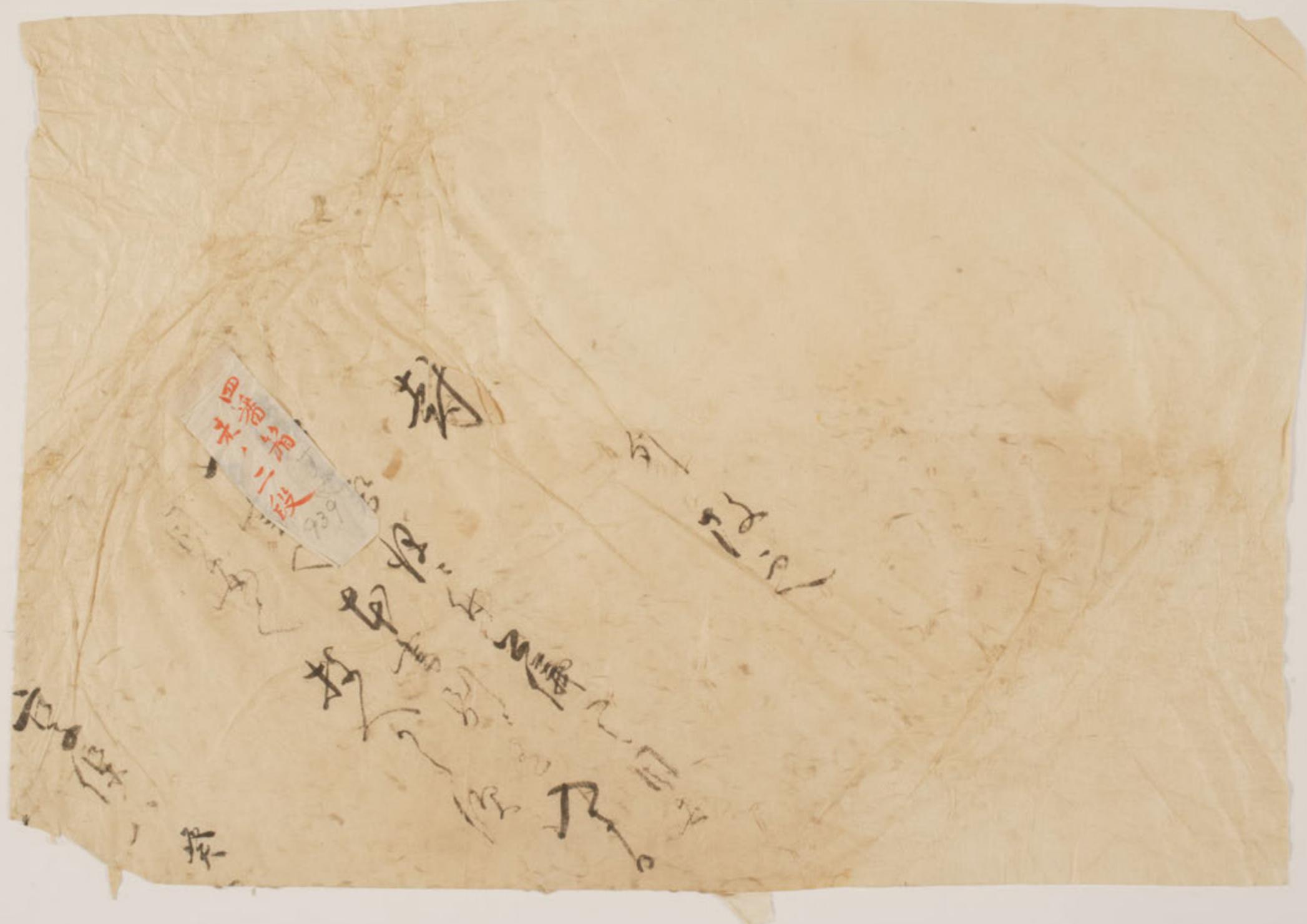
四番箱
木人二段

939

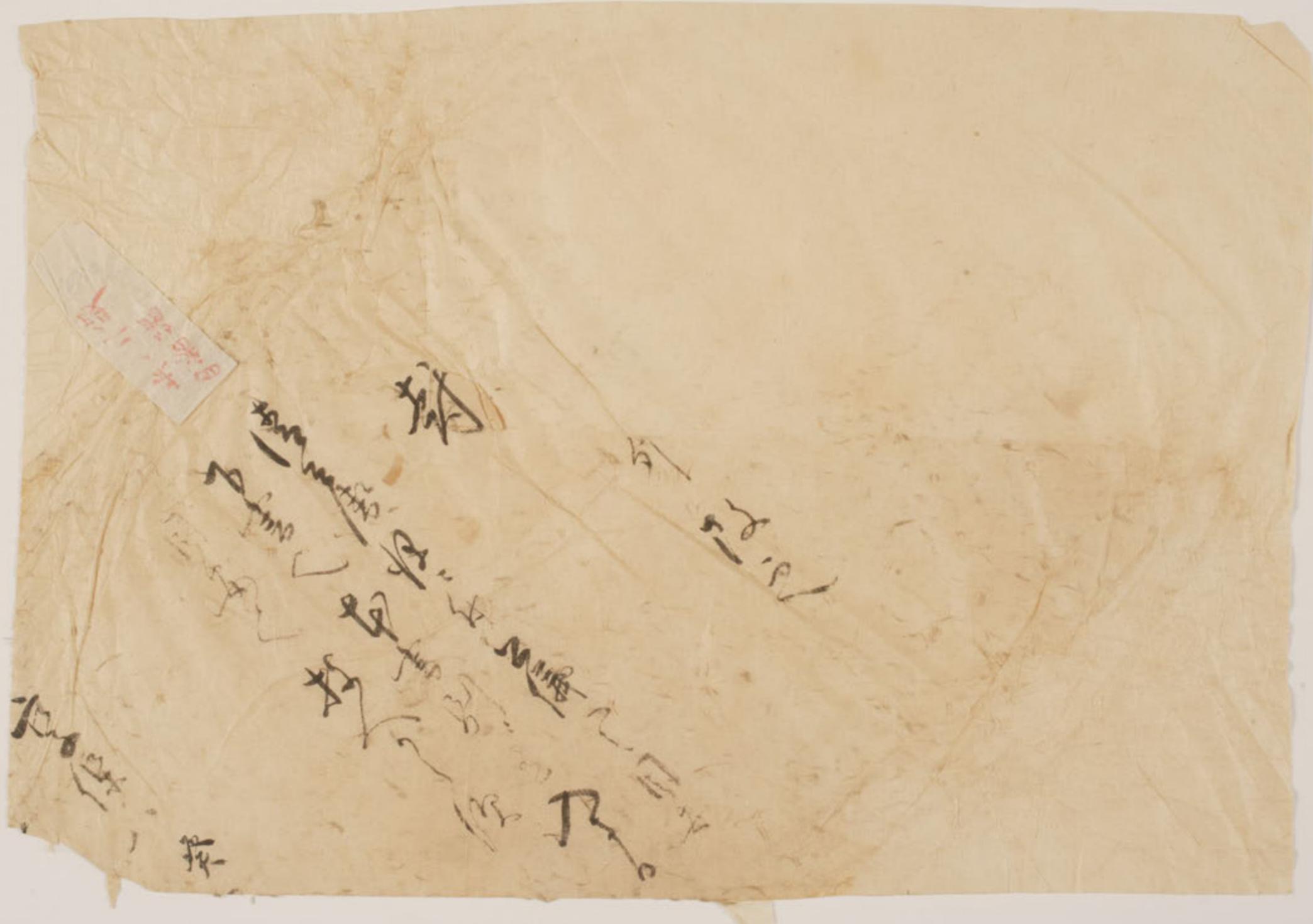
日本書院

入

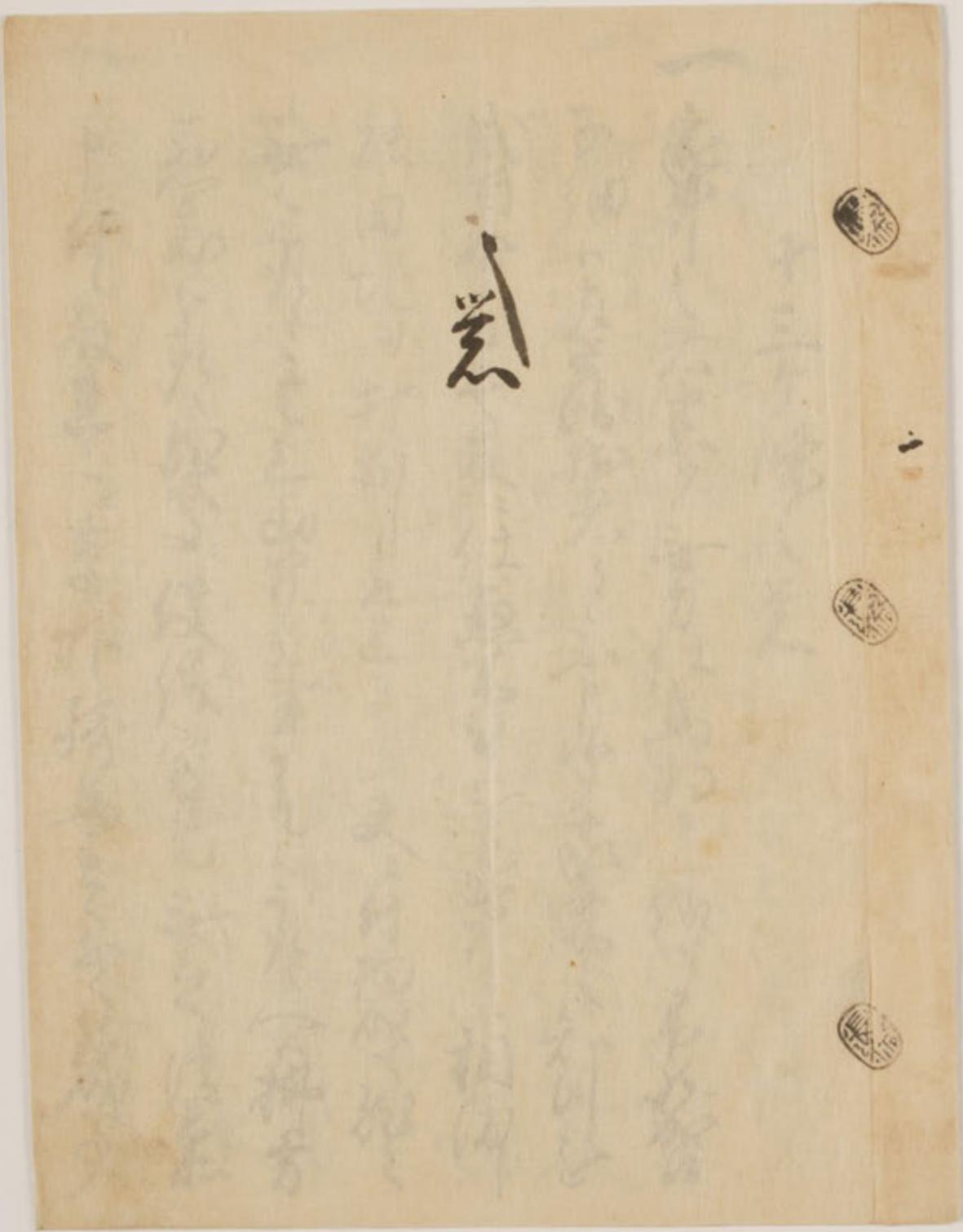
出



130 1 2 3 4 5 6 7 8 9 140 1 2 3 4 5 6 7 8 9 150 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9



190 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9 150 1 2 3 4 5 6 7 8 9 140 1 2 3 4 5 6 7 8 9 130 1 2 3 4 5 6 7 8 9 120 1 2 3 4 5 6 7 8 9 110 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100 1 2 3 4 5 6 7 8 9



1
2
3
4
5
6
7
8
9
140
1
2
3
4
5
6
7
8
9
150
1
2
3
4
5
6
7
8
9
160
1
2

十三ヶ條ノ文

一
第一
之若本ノ事方は馬持傳不若
子細に左馬持者と云ふ少々事業、御前と
武有卒分主反往無事を尋第、相國
法國比リ前前云々又行也故也
云々行主と御前事見人也(御方
而事事行也)後後家見主之唐事
中行反主と云の外殊馬止と云々也

ト仕事あらへてはる。まことに方ゆゑを経
りては氣附ト仕事も取引ふ侍す
一通事、主事の内引かふら跡左衛門と云
松木多吉と申す。向加藤をよなと去刀ノ
年清泰トモ一通承引ふ侍す
一通事よりて仰交印と奉書共通する
馬ねづれに仕事の事す自由と有るべ
余力をそつて、焉收納と保持ツキテ

自是沙國内に至りては假を
之にて食ふに止る

一 沙國人、主効中正の事にせども、せりと
而被拘、妻女を以て大約とア因心に終る

一 萬葉傳根多細く在席代とも無く、
没テ金銀九幣、利金に上り又利
ノリキハ、く徳生仕事の歴史をたま
きテ、有利害を主けを仕宦先を、
名主を以て、主を仰月の徳先と考文

并 桂之身ノアマニ、アムハニ、アマニ
必アタル、納万兩方差、駕在席代
シテ、アムハニ、
仕 来テ、アムハニ、
ナリ、仕候まし之しも

一 互不海ト、アムハニ、奉事者、アムハニ、
持志主効、侍老をアムハニ、おもく
司事をアムハニ、時キ、若と相成アムハニ、
皆此處アムハニ、承六萬兩、
沙國人、主効中正

御中間月日付

一物以を相定り毛沙見とすふんをきり
一毛もぬうりて往かと遠来門到元
一食食ふ付

一侍又幸松廬三役を下付割を廻
行本をもと手し付セす清系文字
自らく用ひ總きうそく余相候
アノ之を又別付

一御中間月日付

一徳久付方は去刃一年ト今モ一月内ハ
諸事御去年、秋近少少缺少おる
徳業自らし修り下へあまちあら
へて之く詔諭付

一御中間月日付
一徳久の因公以下勤めよとが是程
加えみ人を取れ候ふと付て
かういふは

一徳久御中間月日付

冬ニシテ接觸白比ニ依歌ノ自和トシテ
仕レドカナヒトモ御通無可不得ム其
久ヘ今ハ莫カシヒドナリニ御事ト清々
ナリキニシテ主徳ト有リトニシテ文武モ
乃ミテモ贊嘆祈シ共ニ有リテ一車懸
御玉儀又ハ之を亦當たり少ヘリモ多々
堪忍仕事リキ

右、常、去寅ノ年新威寺奉行兼常御を
仗、は因、前、ナシト、文、因、前、ハ、清、常、
總大帝一人ノシテ御歌、新威寺御流、
室、立、服、清、前、ナシト、御、前、格、事、
侍、乃、清、常、前、清、常、門、宇、故、ち、く、古、
取、と、か、撫、拂、ト、ノ、キ、あ、ク、清、常、久、
沙、乃、シ、ト、テ、永、作、仍、必、件、

寛永五年八月廿日

相良義定

九三九